

Title	近世大坂生玉神社における社家仲間
Author	山下, 聡一
Citation	市大日本史. 11 卷, p.57-77.
Issue Date	2008-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

近世大坂生玉神社における社家仲間

山下 聡 一

はじめに

大坂城から四天王寺へ南北に連なる上町台地には、寺院が密集する寺町がある。そのほぼ中間地点に、周辺とは異なる空間がある。ここに本稿で取上げる生玉神社（生国魂神社）はある。寺町は近世初期の城下町建設の問題として注目されてきたが、そのなかにある神社については、「摂津名所図会」などの名所案内などで紹介されているような記述以上の姿はわかっていない。その理由の一つに、史料の残存状況が関係する。明治初期の神仏分離や火災・戦災などにより、近世の旧観とともに史料が失われたよう^②で、観光案内に記された内容以上のことは不明であった。

ところで、和泉市教育委員会と大阪市立大学の合同調査は、〇七年度で十一回目を数えた。〇七年度は、和泉市池田下町泉財の門林啓三氏が所蔵する史料群を軸に調査を行ったが、その準備過程で、大坂生玉神社に関する史料が混在していることを発見した。史料は、天保十

（一八三九）年に門林家が生玉神社社家藤江家へ養子として入り、天保一三年に退いて帰村したために伝来したものである。内容は概ね社家を勤めるなかで書き留められたもので、社家の活動実態がわかる稀有な史料である。また、養子入りをする家に残された史料であるため、神社内部からはみえない局面を映し出す意味でも、貴重な史料群である。本稿では、この史料を用いることで、今まで解明されなかった生玉神社の姿に迫ろうと思う。

日本近世の都市史研究を牽引する吉田伸之は、巨大都市江戸一般に解消されない都市内部の多様な小社会を緻密に把握することを通じて、都市の全体構造を把握する方法を提唱する^③。とくに浅草寺の内部集団のあり様と周辺社会との関係を空間構造とからめて把握した寺院社会論は、生玉神社の神社社会を解明するための理論的前提である。ただし、近世の都市大坂研究において、特定の寺院・神社を磁極に形成される地域社会論は、蔵屋敷（藩邸社会論）や市場社会論などに比べて立ち遅れている^④。都市大坂の全体社会を把握するためにも、神社社会論

の構築は重要な課題であらう。

以上の課題認識のもと、門林啓三氏所蔵史料に伝来する生玉神社関係史料を主として用い、生玉神社の神社社会論に迫りたいと思う。ただし、右で述べたような史料の伝来経過から、史料から見える視野も自ずと制約されざるをえない。そこで、第一節では生玉神社の空間構成と内部集団の特徴を窺い、そのなかでの社家の位置を押さえ、二節以下では社家仲間の内実を考察したい。とくに門林家の養子相続の問題を意識しながら論を進めていくことにする。

一 生玉神社の空間構成

生玉神社の空間構成を具体的に描く史料として、「摂州東成生玉中之絵図」と「摂津名所図会」（以下「名所図会」とする）がある。後者はよく知られたものであるため、細部の検討は省略する。また、門林啓三氏所蔵史料群のなかに、「生玉明神建物間敷并坪数覚」（天保十一年）という史料がある。これは神主から「御目附」（町奉行所カ）へ提出された史料であり、十九世紀生玉神社の空間構成を把握するうえで重要な史料である。まずはこの二点の史料を軸としながら生玉神社の空間構成を把握することから始めよう。

(1) 「摂州東成生玉中之絵図」(大阪歴史博物館蔵) (次ページ絵図)

寛文六(二六六)年の作成のもので、凡例に「生玉中之寺中并躰分」「生玉領地之分」とあり、前者を▲、後者を○で図中に描き分けてい

るので、空間内部の性格を描こうとしたものであらう。

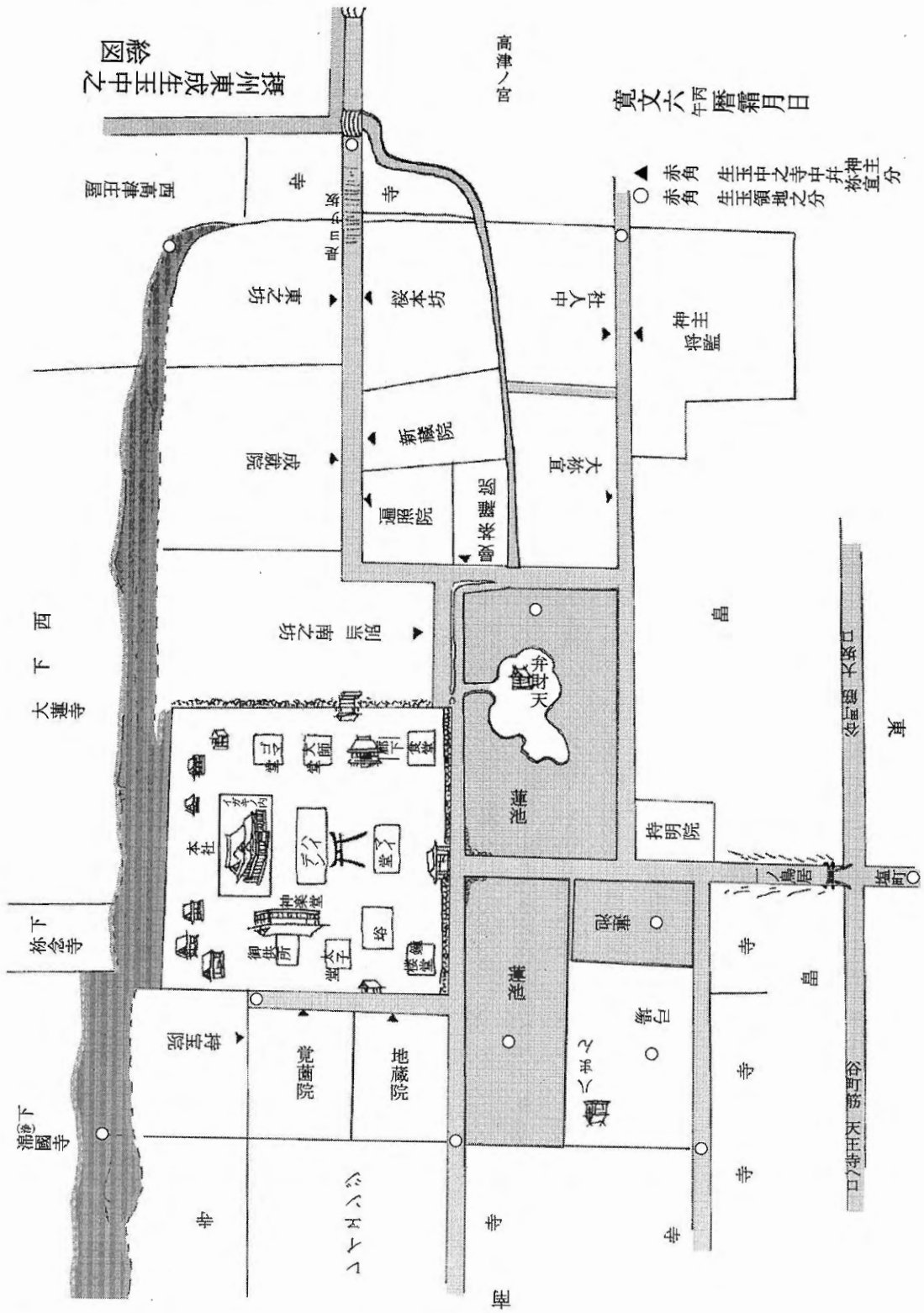
神社の正面は、東側谷町筋から「一ノ鳥居」くぐって西をみたラインである。神社の後ろは、図中にグレーで南北の帯状に細長く描かれているが、ここは崖になっており、西へ下っている。また、図上部へと続く道には「是ヨリ坂」とある様に、ここも下っている。すなわち生玉神社は、上町台地を形づくる段丘上に位置し、北は台地内を東西にはしる小谷によって「高津宮」方面と区切られる地形の上に立地していた。

まずは生玉神社の中心部分を確認する。ここには○や▲が記されていない。内部に複数の建物が描かれているが、大きく分けると、 α 神社系統(本社・拝殿・舞殿・神楽堂・御供所)、 β 寺院系統(太子堂・塔・鐘樓堂・護摩堂・大師堂・仁王門)とならう。他にも六つの建物が本社西側にみえるが、これらは末社と推定される。

次に○をみよう。○印は全部で十二ヶ所ある。うち六ヶ所は道の上であり、周辺からの生玉神社への入り口部分にみえる。この部分から内側の道は全て「生玉領地」ということになる。残る六ヶ所のうち三ヶ所は中央にある蓮池に、一ヶ所は「八まん」「弓場」とある区画にある。これらは、後述する弁財天社と北向八幡社の空間である。

最後の二ヶ所は、グレーの帯状に描かれた崖の部分に上下二ヶ所ある。この崖の部分も生玉社の領地となる。

▲も α 神社系統(神主将監・大禰宜・社人中)、 β 寺院系統(別当南之坊・成就院・東之坊・桜本坊・新蔵院・遍照院・曼荼羅院・地藏院・覺園院・持宝院)に分けることができる。 α のうち、将監は神主の名前である



寛文六年丙寅曆霜月日

櫻洲東成生玉中之
繪圖

櫻洲東成生玉中之繪圖

表1 生玉神社の建築物

	梁×桁(間)	備考
本社	2.5×3.0	御拝1丈1尺2寸5分 6社
末社		
拜殿	3.0×8.5	
神楽所	3.0×6.5	南へ1.5間庇
本堂	5.39×6.44	
祖師堂	6.0四面	
太子堂	3.0四面	
弁才天堂	0.9四面	拜殿3.0間四面
鐘楼堂	3.0四面	
仁王門	2.5×4.0	
八幡社	0.534	
同拜殿	1.5×5.0	東へ1.0間庇 御遷座所
(朱)東照宮		
塗込物置	3.0×5.0	
御供所	2.0×3.5	

典拠:門林啓三氏所蔵史料「生玉明神建物間数并坪数覚」[引出ろ-5]より作成。

(2) 「生玉明神建物間数并坪数覚」史料の冒頭に「生玉明神社領三百石攝州西成郡下鴨渡村」として始まる。生玉神社の社領は朱印地であった。〔御朱印〕状は「台徳院」(徳川秀忠)から交付されたもので、管理は南坊(別当)と神主が隔年で行っている。難波村は大坂三郷に南接する村で、神社の西

方にあたる。続いて、本社・末社六社をはじめとする生玉神社の建造物が、規模とともに記され(表1)、梁桁・桁行などが詳細に判明する。中心伽藍部分だけでなく、北向八幡社や弁財天社も見える。その一方、神主・社家の屋敷や、生玉十坊屋敷については書かれていない。①にあつた「マイ堂」や「塔」は見えなくなっている。「右之外諸堂之跡有之」という記述と関連するのかもしれない。また朱書きで東照宮御遷座所が書き加えられているが、これは大塩の乱によって罹災した川崎東照宮が、一時期ここへ遷ってきたことに伴う。

う。後代の史料からは大欄宜が確認できなくなるが、神主や社人中の屋敷空間は同地に位置し続けている。
aの空間とβの間には、蓮池を水源とする小川が入っており、川を挟む建物は反対側の道路へ間口を開いているから、空間的にαとβは明確に分かれている。βは、生玉十坊として知られ、全て真言宗である。βはさらに中心伽藍を挟む形で北と南に分かれている。北側の六ヶ院は一つの道を挟む形で集中しており、北と南それぞれに一定のまとまりが予想されるが、寺中の構造は不明である。このうち別当寺は南坊である。
なお、図中には印の付されていない寺がみえる。単に「寺」とあるものもあるが、呼称が記されているものもある。その差異は不明であるが、このうち「持明院」については本節最後で振り返る。

方にあたる。

右に続き、「境内坪数覚」が記される(表2)。惣坪数は一万七千六百坪余で、そのうち十の部分に空間を分けて記載している。冒頭に(ア)「社内」が記されるが、その空間を確定するために、続く部分を先にみていくことで消去法的に考えよう。

表2 生玉神社の空間面積

(ア)	正面馬場筋	1935坪余
(イ)	宮山	548坪余
(ウ)	弁財天、嶋地共	1236坪余
(エ)	八幡、屋敷地共	2165坪余
(オ)	境内道之分	1120坪余
(カ)	南坊居屋敷	1336坪余
(キ)	寺中九ヶ院屋敷	4361坪余
(ク)	神主屋敷	1564坪余
(ケ)	社家屋敷	1864坪余
	惣合	17062坪余

典拠:表1に同じ。

①の○にあたる。(カ)(キ)は生玉十坊、(ク)(ケ)が神主・社家であるか

ら、①で言えば▲の部分にあたる。注目されるのは、神主・南坊の屋敷が一項目として書かれているのに対し、社家・寺中が一括して表記されていること、神主・南坊の屋敷面積が社家七軒、寺中九ヶ院の一軒あたりの面積と比べると圧倒的に広いことである。神主と社家、南坊と寺中の立場の格差が屋敷空間の格差からうかがえる。そうして残る部分が(ア)「社内」となるので、これは神社の中心伽藍部分に該当しよう。つまり、①でみた空間は、全て表2で示される「境内坪数覚」に記されていることになる。そして、これとは別に難波村内に三〇〇石分の朱印地があった。

以上みてきたことに、寛政年間に成立した「名所図会」を組み合わせて、十九世紀生玉神社の空間構成について整理しよう。

(1) 生玉神社領の空間構成は、「境内」一万七千六百坪と、「朱印地」下難波村内三〇〇石に分けられる。

(2) 「境内」は、さらに(i)本社などの中心伽藍である「社内」と、(ii)寺中屋敷、社家屋敷、(iii)門前の神社境内、(iv)道路空間や宮山、に分けられる。

(3) このうち、中心伽藍の堂舎部分や、寺中屋敷・社家屋敷・門前神社の堂舎などは、神社関係者のみが入り可能な空間であったと思われる。対照的に堂舎を除いた境内地面や門前などの空間は、外部の人びとに開放された空間であった。「名所図会」には、「祈雨祭式に難波大社」と称されて産土が広く、常に参詣人が多いこと、展望がよく、西の方角にある町家や河口の帆船などが見渡せ、境内や門前・

馬場が、田楽茶屋や「観物・齒磨売の居合女祭文浮世物まね売卜法印」などによって繁華であった様子が描かれている。富蘭・芸能などが行われ、大坂有数の遊興空間であった。

(4) 「名所図会」によれば、門前境内の弁財天社の西向いに「妙見祠」があり、弁財天社とともに「南坊支配也」と記す。つづいて北向八幡宮がみえ、これは「社司松下氏守護す」、つまり生玉神主松下氏が管轄していたという¹⁰⁾。つまり門前にある三つの堂舎は、それぞれ南坊・神主の支配に分かれていた。

名所図会は、さらに続けて「生玉鳥門」の西にある「金比羅権現」がみえ、これは、「持明院と号」し、参詣者を集めていたようだ。①に持明院が明記されていたのは、このことと関連するのだろうか。「名所図会」の作者や参詣者の目には金比羅権現(≡持明院)が生玉神社を構成する要素として映っていたのである。生玉神社の項の最後に「秋葉権現祠」がみえるが、これは生玉寺中・桜本坊の境内にあり、毎月二八日は「群参」するような社であったようだ。こうした子院内の堂社としては南坊にも稻荷祠があった。他にもあった可能性も否定できないが、「名所図会」に載るような商品化された空間には至っていない。

この様に「境内」の内部をさらにいくつかに細分化することができ、それぞれの堂舎を寺中や社人らが個別に管理支配する体制であった。

(5) 神社社会の内部集団は、a 神社系統は、神主と禰宜・神子からなる。「名所図会」には、「社司 神主松下氏・禰宜七人・神子四人」

とあり、十九世紀はほぼこの構成は変わらない。^①β寺院系統では、①と「名所図会」では子院の名称変更が二つあるが、別当南坊の位置づけと、その下の九ヶ院という体制は一貫している。この他の神社社会内部の構成員については、「名所図会」などの位相からはみえてこない。

たとえば各子院内には、住職・弟子・附弟や雑事労働者がいたと推測されるものの未詳である。なお、門林啓三氏所蔵史料からは、別当南坊の家来や、宮仕、門番、境内支配人などが史料から確認できる。

以上、生玉神社の空間構成は、「朱印地」・「境内」からなること、

「境内」はさらにいくつかに細分化され、それぞれの支配体制があったこと、全体としては、α神社系統（神主・社家）、β寺院系統（別当・九ヶ院）が併存していたことが指摘できる。朱印状の管理体制が、両系統が隔年で行なっているように、対等な立場にあった。α・βが併存し、両者の立場が対等であった点に生玉神社の特徴がある。^②

ところで、すでに述べたように本論考で用いる史料群は、社家に関する史料群であるから、必然的にβ系統に関する史料は著しく乏しく、現段階で検討する材料を欠いている。そこで、以下ではα系統に議論を集中させていくことにしたい。

二 神社系統の内部構造

(1) 人別記載と社家

人別改めの記録から、α系統の内部構造について追ろう。「生玉大明神出動年中之覚」^③（以下「出動覚」とする）によれば、三月二十八日の項に、

「例年今日人別改二付、於神主宅社家一統調印之事、尤次上下着用二而罷出候事」とあり、神主の宅で社家一統の人別改めが行われている。^④さて、現存する最古の人別記載をみよう。欄宜の当番記録である「月番帳」には、提出した人別帳の写しが取られている。

覚

欄宜

一 廣下出雲

一 横山因幡

一 大蔵大和

父直記
同家高澤主水
妻政野
嫡子貞之進
弟朝之丞
娘照信
同家
三島八郎
同土井金十郎
若党田中左京
下女壱人
下男壱人
下女壱人

一 上田若狭

一 宮本播磨

妻直
嫡子捨之丞
娘たま
母琴
妻須磨
弟卯之助
娘きん
伴貞太郎
同家
若党壱人
下女壱人
若党良平
下女壱人
堺屋十兵衛
妻りか
下女壱人

一 杉村周防	父掃部	下女傭人
	娘由喜尾	
	妹丈	
	嫡子能登	
一 藤江半次郎		下男傭人
神子		
一 石見絆米		下女傭人
神子		
一 常		下女傭人
当時退役未跡役無之		
一		下女傭人
当時退役未跡役無之		
一		下女傭人
右神職拾壱人之内	男七人	
	女四人之内式人無之	
家内	男拾九人	
	女廿壱人	
都合四拾九人		
右之通相違無御座候、以上		
天保八四年三月廿二日	月番 横山因幡 印	
右之通松下家へ差出候事 ^⑮		
提出先の「松下家」は神主である。差出人の「月番横山因幡」は、		

禰宜の二人目にみえる。「月番」とは、禰宜が月交代であたる当番のことで、神主との連絡や願書の取次ぎ、会計、記録など、様々な庶務を担う^⑮。この人別改めの最終提出先が、本所吉田家（大坂役所）であるか、直接大坂町奉行所へ提出されたものであるか未詳である。

集計部をみると、「神職」一人（男七、女四）、家内人数を合わせて四九人となっている。史料が残存する天保八〜一三年の合計人数はほぼ五〇人前後で一定している。

さて、具体的に人別の内容のみよう。全体は「禰宜」と「神子」に分けて記載される。各筆は基本的に四段に分けて記載される。

まず禰宜であるが、「廣下」「横山」「大蔵」「上田」「宮本」「杉村」「藤江」の七筆がみえる。先頭の一名を除いて全員「受領名」をもつ人物が第一段目に記される。この部分が禰宜本人である。集計部にある「神職」のうちの男七人に該当しよう。二段目には「父」「母」「妻」「娘」などの家族が記される。直接の血縁家族がここに記される。三段目は「同家」とその家族がみえる。横山の同家は二段目に書かれるが、書き間違いであろう。四段目には下人・下女とともに「若党」がみえる。下人には名前がない。こうしてみると、一筆ごとに、①禰宜本人、②禰宜の家族、③その同家、④下人・若党からなるユニット家ごとに人別が記載されていることがわかる。家族の人数や同家の有無、さらに若党の有無など、家の内部構成にかなり違いがある。続いて神子についてみよう。この年は、一段目にみえる神子本人と、最下段にかかれる下女一人が一つのユニットとなっている。年によつ

ては家族や同家が記され、その場合は四段に分けて記載されている。

神子でもっとも注目したいのが、「当時退役未跡役無之」という二筆分の肩書きで、ここには神子の欄が空白になっている。この点は集計部の四人と、そのうち二人が「無之」とされていることに関係する。つまり、神子の定数は四名で、そのうち二名分が空席となっていた。このことは、神子「役」の数が固定されていることを意味しよう。

実は禰宜役についても、天保一〇年の禰宜三名は「跡役無之」とあり、集計部では「男七人之内三人無之候」と表記されている。そして集計部では「神職十一人之内」という括りがされる。つまり、生玉神社の「神職」は、役が空席であつたとしても、「禰宜七役」+「神子四役」からなる一人に固定されていたのである。なお、「出勤覚」では、人別は「社家一統調印」していたわけだから、「神職」という語句と「社家」は同義で用いられており、また、連名している禰宜・神子らが「社家一統」の内実ということになる。

以上、生玉神社のa系統は、「神主」神職（禰宜七人・神子四人）という体制であり、それぞれ血縁家族・同家・下人からなる一つのユニット（家）として存在したこと、神職人数が十一人に固定されていることを確認した。当然ながら神主も神職らと同じような家を形成しているたはずであるが、詳細は未詳である。

(2) 社家の相統

禰宜の相統は、基本的に実子相統であつた。親子相統と養子相統の

事例をみておこう。

a 親子相統 天保十二（一八四二）年十一月、大藏大和が月番社家藤江へ書付を提出する¹⁹。十五歳となった倅朝丸を「御社役」見習いとして連れて出勤するために神主へ願ひ出るためであつた。このとき神主へ提出する前にその旨を社家仲間へ披露する手続きが取られている。禰宜の家に生まれた男子は、十五歳ころになって「御社役」見習い出勤にできるようだ。翌年八月には、大藏朝丸が神主に対して、御裁許状・色狩衣・六根清浄祓・中臣祓・木綿袴の免許を受けたので、本所（京都吉田家）へ執り成してくるよう、口上書きを提出する²⁰。この記録は「月番帳」に留められたものであるから、月番に届け出、仲間の同意を経たうえでの口上書きの提出である。

右の事例から、禰宜の相統のためには、①一定の年齢に達したうえで「社役」の見習い経験を積み、そのうえで吉田家からの裁許状を得る、という段階が必要であり、②そのいずれの出願においても、社家仲間への披露と、神主の許可が必要であつた。ここに別当南坊をはじめとする社僧や、他者が関与する場面はない。社家の相統は、第一義的には社家仲間の承認が意味をもつたといえよう。ちなみに裁許状願と同時に「山城」か「河内」に改名したいと願っている。禰宜の受領名は吉田家からの許可が必要であつたわけで、先にみた人別で国号を名乗っている禰宜は、本所からの認可をえた者である²⁰。

b 養子相統 廣下家には出雲と下男一名のみであり、家族はいない。

天保八年三月、廣下家は天王寺村庄屋松本陸右衛門の倅を養子に迎え

表3 厨子料

白銀1兩	神主	
金200疋	仲間中	
白銀2匁	月番	引合料
白銀2匁	宮仕	
白銀1.5匁	善助	
白銀1.5匁	支配人	当人心任せ
白銀1匁	会所	当人心任せ

る。そのために、まずは社家仲間へ松本の「親類書等」を添えて申し入れを行い、仲間「一統へ披露」をする。つづいて神主へ同じ内容の口上書きと親類書きが提出され、神主の許可を得ている。翌月四月には、廣下長門（出雲）から、養子伊織を見習いとして社役に出す旨を願ひ出る。この時の

社家仲間の披露については、この養子縁組が社役相続のためのものでもあったから省略されたのかもしれない。願書に対して神主の賛同が得られた後、社家仲間の月番に引き連れられて、神主への面会、「御社頭」へ社参、「神楽所当番」や宮仕善助へ引合せが行われ、最後に社家仲間らへの引合せが行われる。入家に際しては、祝儀が渡されるが、この時の内訳については表3に示した。社家の相続に関わる社会関係が窺えよう。

このように、禰宜役は親子間で相続される家職（家督）であった。ただし、社家仲間の同意、神主の承認、本所吉田家からの裁許状獲得、という段階を得ることではじめて正式な禰宜となることができたのであり、個別の家が恣意的に相続することはできなかった点に特徴がある。見習い出勤の際に本所への届出が確認できないように、社家仲間内部での承認が禰宜を相続するための根幹であった。

つづいて、神子の相続についてみよう。とはいえ、神子相続の願出・披露目の手続きは禰宜と全く同じで、社家仲間の承認を必要とする。また、基本的に親から子へと相続される形態も同じである。異なるの

は女性の母娘相続という点のみである。ただし、神子相続の特徴として注意が必要なのが、禰宜との関係である。次の史料をみたい。天保九年二月、禰宜杉村から神主松下へ提出した文書である。

口上

一私方神子役紋儀、国替仕候二付、為代番是迄娘由亀尾相勤罷在候処、此後本役相続為仕度奉存候間、此段御聞濟之程奉願上候、以上

杉村掃部

松下出雲正様

「国替」という表現は、この生玉神社関係史料群にしばしば登場し、死去にあたる表現と推測される。神子役の紋の死去にともない、これまで代番を勤めていた娘由亀尾が本役を相続する、と願ひ出たものがあり、母―娘相続という点がまずは確認できよう。ここで注目したいのが、文書の提出者が禰宜本人であること、冒頭に「私方神子」と述べていることである。つまり、神子は禰宜杉村氏「方」から出されているのである。人別帳で確認すると、天保八〜十年にかけて杉村家の当主は周防から親の掃部に変っている。そのため右の史料は杉村家の当主として出されたものである。先にみた天保八年の人別をみると、周防の娘として由喜尾がいるが、紋はみえない。神子の欄にも紋はみえないが、由亀尾が代番であったことを考えると、「退役未跡役無之」とある空席分にあたるかもしれない。由喜尾は、天保十年以降は杉村氏の家の人別からはずれ、神子役の欄に書上げられていく。

神子と社家の家との関係は、他の神子でも確認できる。天保九年三

月、「廣下家神子役吉野」が、「再勤」にあたり、神主や社頭へ挨拶廻りをしているが、この吉野は「廣下家神子役」である。天保九年七月二一日、「横山常女」が出勤する旨を月番が「一統」(「社家一統」)へ申し渡している。また、天保十年十一月十日、神子織女が病氣のため以前より引籠もっていたため、母の琴を代番として出勤させることにするが、琴は禰宜宮本播磨の母にあたる。すなわち、神子役は社家の家(杉村・廣下・横山・宮本)の四軒から出されているのである。

こうした社家と神子の関係は、単に社家の家から出る神子という性格にとどまらない。天保十年七月四日、すでに母琴の代理を勤めていた宮本播磨神子織女が「世間ニ専ら悪キ風聞」により、追放されそうになった。しかし、この時「仲間無人」を理由に憐愍の一札を提出することで許容されている。神子役を勤めるものが不足していたのであろう。ところが宮本家の禰宜である播磨はこのことと関連して退役している。つまり神子の過失が、禰宜の責任とされている。

天保十一年には神子の廣下吉野が、親類と相談のうえで、「気合不仕」養子の出羽を離縁することを、社家仲間に披露したうえで神主へ届け出ている。出羽は、右でみた天王寺村庄屋松本家から養子として入った伊織のことである。おそらく、この間吉田家へ願い出て出羽という受領名を名乗ることが許されたのであろう。一方吉野は天保九年三月より神子を「再勤」している。とすれば、天保八年の廣下家に吉野は見えないが、「再勤」という表現からすれば、これより前の段階で神子役を勤めており、さらにそれ以前は廣下家の家族の欄に記されていた

のであろう。その神子吉野が、禰宜役を相続させるための養子伊織を、自らの一族と相談して離縁した。この事例は、社家の家が禰宜によって主導される関係ではないことを示していよう。さらにいえば、禰宜や神子が個人として存在するのではなく、家族や親類一統の血縁集団のなかに存在し、そうした家の、家督として禰宜役・神子役が所有されている、ということになる。

ところで、西田かほるは、神子の存在形態が多様であること、そのなかで甲斐国の神子が修験の夫である事例を紹介している。十九世紀の生玉神社の神子の場合特徴的なのは、禰宜や神子が個人として存立しているのではなく、社家の「家」に包摂されている点にある。こうした禰宜役・神子役を所有する社家の「家」七軒の集合体が「生玉社家中」の内実であった。ただし、七軒は神子役の所有の有無によって二分することができ、そのことは、後述する年貢銀・散物の配分において収入基盤の違いが生じることになる。

(3) 社家の内部秩序

次に禰宜・神子ら内部の秩序を問題としたい。天保十年、生玉社家・神子らは、社家大蔵大和を相手取り、「一老我意之取斗」を巡って訴訟文面を作成する。「一老」という表現は、社家内部に嫡次の秩序があること示唆する。現段階でこの点を明確に示す史料として、右でみた人別改めの序列がある。表4は毎年の人別記載のうち、第一段目に記載される者(禰宜・神子)を抽出し、その順番を表したものである。

表4 人別記載順序の推移

人別帳順番	天保8	天保10	天保11	天保12	天保13
禰宜	1	廣下出雲	大蔵大和	大蔵大和	大蔵大和
	2	横山因幡	宮本播磨	杉村(未)	※杉村掃部(仮)
	3	大蔵大和	杉村(未)	藤江半次郎	藤江半次郎
	4	上田若狭	藤江半次郎	宮元貞太郎	宮本貞太郎
	5	宮本播磨	廣下(未)	横山元之助	横山元之助
	6	杉村周防	横山(未)	廣下(未)	廣下(未)
	7	藤江半次郎	上田(未)	上田(未)	上田(未)
神子	1	石見絆米	常	由亀尾	遊喜尾
	2	常	織女	吉野	吉野
	3	(未)	由亀尾	(未)	(未)
	4	(未)	吉野	直	直

(未)=[未跡無之](仮)=[仮役]
 ※天保12、13の杉村掃部は、人別帳の二段目に記載。
 *廣下出雲天保9病歿。横山因幡天保9御咎。宮本播磨天保10退役。
 典拠:各年の「月番帳」より作成。

けて禰宜を退役したことに求められる。天保八年に1、2、4番目にいた彼らは天保十年に後尾三筆へ回っている。その三名を除いてスライドさせると十年の序列となる。つまり、人別の序列は禰宜内部の序列と連動しているのである。人別記載順番が、社家仲間への加入順序なのか、あるいは年齢階梯であるのか、わからない。

一方で注意しなければならないのが、「未跡無之」と表記される存在である。杉村はこの間一貫して人別の一段目に記載される人物は

天保八↓十年は記載順に大きな変動がみられる一方、十年↓十三年は、概ね変化は見られずほぼ固定している。「一老我意」として糾弾される大蔵大和が天保十年に先頭に来ていることも含めて考えると、人別の順番⇨藤次の秩序を示すといえるのではないか。

では、天保十年以前の變化はなにか、というと、廣下・横山・上田は天保九年に町奉行所の咎をう

おらず、正式な禰宜役に就いていないと思われる。にもかかわらず、人別の順番は上位へと変化していく。このことは、禰宜役に就いているか否かということは社家仲間内部の序列においては問題ではなかった、と考えることができるかもしれない。しかし、杉村氏は周防が兄弟の出奔問題にからんで退役し、そのあとを父親の掃部が当主として戻る、という事情が絡んでいるため、特殊事例に属するものと考えておく。原則としては、役に就いていることと、人別の順番すなわち藤次の秩序は関係があるものとみておきたい。

神子の場合も、人別記載順の移動をみると、基本的には神子内部の藤次の秩序があつたものと思われる。神子の秩序は禰宜家の記載順と連動していない。

以上、社家の内部秩序は藤次の秩序で成り立っており、それは人別記載の順序に現れていることを確認した。この点は、社家仲間同士の関係が、経験年数による秩序を原則するという意味において平等性を帯びていたことを意味しよう。実際、社家の社役や月番は原則的に順番で担っている。また、「一老之我意」として訴える論理は、社家仲間間の平等性に基づくものであろう。

三 社家の職分と経済的基盤

(一) 職分

次に社家の職分についてみてみよう。社家の職分の中核は、「社役」であった。天保九年一月二七日、禰宜宮本播磨が社家仲間より退役を

表5 月並出勤

出勤日	内容	場所	神主	社家	神子	宮仕	南坊
1、11、21日	月並神拝	本社神拝 撰社八幡宮	○ ○	○ 非番1	○ ○		
15、28日	月並神拝	本社神拝 神楽所神拝 撰社八幡宮		○ ○ 非番1	○ ○		○
25日		神楽所神拝		○	○		
10、14、 20、 27、晦日	月並掃除	本社・末社・拜殿 ・神楽所掃除				○	
24日	掃除	神楽所掃除				○	

このうち、毎月の定例出勤日を記した「月並出勤」部分を日付・内容・場所・出勤者で整理した(表5)。

出勤内容は「神拝」と「掃除」に分けられる。神拝は、本社・神楽所・撰社八幡宮の三ヶ所で行なわれ、神主・社家・神子が関わる。南坊のみが本社神拝を行なう日があるが、神主以下も加わっていたものと思われる。掃除は神拝が行なわれる前日に行なわれる。こちらは宮仕のみが関わっている。宮仕は掃除をはじめとする雑用を担う存在であり、宗教的行為には関わらないものと思われる。こうしてみると、社家・神子らが毎月定例で出勤しなければならぬのは、月六日の神

申し付けられた理由は「御社役を捨置、我俣他行いたし候事²²⁾」である。また天保十年六月十四日に神子の常が退役を願った理由は「病氣二付御社役難相勤候間、引籠養生仕り度²³⁾」である。つまり、「社役」を勤めるか否かが神職たりうるための条件であった。では、禰宜・神子の「社役」とはなんであるだろうか。

この点を考えるうえで、天保十年八月に写された「出勤覚」が参考になる。内容は、一年を通じての日ごとの出勤内容を記載したものである。

申す。これが、社家・神子の第一の職分であった。

「出勤覚」には月並出勤以外にも日々の多様な出勤内容がみえるが、もっとも多くみられるのが、「御本社・神楽所朝夕共神楽奏候事」である。神楽を奏することも重要な職分であった。その場所は本社と神楽所の二つがみられる。神楽所へは常時交代で社家の当番が詰めていたようだ。天保八年、神主松下陸奥の死亡届を町奉行所へ届け出るために、社家月番宮本は、社家一老の横山因幡へ連絡した。この時横山は「神楽所当番」であったため、宮本は神楽所へ足を運んでいる²⁴⁾。また、後述するように、社家見習や養子入した際には「神楽所当番」へ挨拶していくが、これも社家のことであろう。

これに関して、天保十年「毎日散物并神楽拾式銅留²⁵⁾」をみておきたい。記録は、門林家が養子として入った直後の七月晦日から始まる。内容は基本的に日別に銭高と神楽の座数が列挙される。銭高の下「大一文」や神楽座数の下に「◎」「(銭カ)」「銀」などの文字が記されているが、その意味は今のところ未詳である。約十日ごとに集計が記され、その配分方法が記される(表6)。

銭高は、表題から類推すれば、その日の散物(賽銭)であろうか。記載内容について不明のところも多いが、右の史料で注目したいのが朱書きの部分である。これは藤江自身の行動を記したものであると考えられ、「出勤」とは神楽所当番のための出勤であろう。とすれば三日おきに「出勤」していることになる。この年は概ね三日おきのペースで一定している。さらにこの点を天保十二年²⁶⁾でみれば、ほぼ五日サイ

表6 毎日散物并神楽拾式銅留

日	銭(文)	神楽	(朱書)
7/晦	290	1座	
8/朔	1310	9座	氏地礼二廻る
8/2	230	1座銀	出勤
8/3	280	1座銀	
8/4	140		
8/5	210		出勤
8/6	350		
8/7	300		大1文
8/8	160	1座銀	大1文
8/9	180	1座銀	大1文
8/10	240		大1文
8/11	180		出勤
8/12	140		
8/13	119	3座銀	
8/14	330	1座銀	大4文
8/15	870	3座銀	出勤
8/16	840		
8/17	1050	1座銀	大
8/18	530		
8/19	630	2座	大5文
8/20	800	1座	
8/21	750	2座	1つ
8/22	320	1座	
8/23	220	2座	
8/24	240	2座	1つ
8/25	205	2座銀	大2文
8/26	190	2座	出勤
8/27	280		

典拠：門林啓三氏所蔵史料〔に-34〕より作成。10日ごとに集計されているが省略した。神楽の座数や「大一文」の意味は不明。

クルとなつてゐる。

このサイクルは、結論からいえば「未跡役無之」ではない禰宜役の数と一致する。表3を振り返ろう。役についている禰宜を数えると天保十年の人数は三人、天保十二年の人数は五人（仮役を含む）となる。つまり神楽所当番のサイクルが、禰宜役人数と一致する。ここからは禰宜役に就く者が、神楽所当番を交代で勤めていたといえよう。

次に神子についてみよう。天保九年三月、神主宅で神楽に出勤する神子役についての申し合わせが行われる。その時の決定事項は、①「神子役一統」が神楽を勤めることが出来ない場合は、社家のうちから仮役が出勤し、②仮役を申し付けるものがない場合は、神子が出勤できるよになつたうえで神楽を行うこと、③願主が代役でなく正式な神子役による神楽を望んだ場合は、神子役が出勤できる日限を告げ、

それまで神楽は断ること、という内容である。ここから、神楽には正式な神子役が不可欠の存在であったこと、しかし社家の家から代役が立てられることもあったことがわかる。神子は女性であるから、代役は禰宜の家族のうちの女性から出されていたことになる。神子の場合も禰宜と同様に、神子役に就いている存在が神楽所の当番に出仕していたものと思われる。ただし、神子は「月之構」（月経）の場合は当番を除かれ、代理が立てられることになる。

なお、神楽には「出勤覚」にみえるような定例のものと、右でみる様な願主の求めに応じて行う不定期のものがあつたようだ。

以上、禰宜・神子の「社役」の根幹は、本社・末社への神拝と、本社・神楽所で行なわれる神楽の二つにあり、前者は全員が、後者は当番制による出勤というように整理できよう。

(2) 経済的基盤

つづいて、社家の経済的基盤についてみよう。もつとも基礎的な収入は朱印地からの収入である。難波村生玉社領からの年貢は難波村年寄から「地頭」（松下家）へ収められ、それを社家が月番宅で配分している。

覚

十月廿一日

丑年

一銀五百目

御年貢初納

十一月廿五日

同

一同巻貫目

同断 中納

十二月廿二日

同

一同八百六拾壹匁九分八厘

同断皆納

諸勸定差引残

右之通丑年御知行皆済、慥ニ請納仕候、已上⁽³⁹⁾

右は社家仲間から神主に提出された天保十二年分の年貢受取状である。年貢は十月「初納」五百目、十一月「中納」一貫目、十二月「皆納」残額と、三回に分けて収納される。ただし、全年貢取納分のうち社家へ配当される年貢高がどの程度を占めるものなのか、社僧への配分の多少などについては不明である。

社家内部での配当については、「難波村上納目録」⁽⁴⁰⁾から天保十年の「初納」銀五百目についての配分方法を参照すると、そこには、

大ノ割五拾目ツツ 神子株四軒へ

同 五拾目 一老役老人へ

小ノ割四拾目ツツ 社家役七軒へ

とある。「大ノ割」「小之割」が如何なる意味なのか、また合計すると五百目を超過することなどよくわからない。ただ、この年、「中納分」は半分五百目ずつ納入されているが、その分配基準はまったく右と同じである。注目したいのは、分配の基準が「神子株」・「社家役」の数となっていることである。表4でみえる様に天保十、十一年にかけて「未跡無之」として正式に禰宜・神子についていない家も右の配分を受けている。このことは、社家役・神子役に就任していることが

年貢配当の基準ではなく、社家役・神子役の所有が配分の基準であることを意味する。年貢配当においては社家役(株)の所有が生玉社家にとつて根幹にあつたといえよう。

もう一つの重要な経済基盤として散物・神楽による収益がある。天保九年四月九日の「証書」によれば、

証書

一去酉年十二月廿日ヨリ廣下長門・横山因幡・上田若狭、右三人御吟味之筋有之候ニ付、散物之配分御預りニ相成候処、夫々御咎之御沙汰之上、一同退役仕候、依之御預り之散物之配分不残御渡ニ相成、相改、無相違慥ニ受取申候所実正ニ御座候、然ル上ハ如先規出勤之者其勤ニ応し配分可仕候、為後日依而証書如件

天保九戌年四月九日

大蔵大和

御神主様⁽⁴¹⁾

廣下長門・横山因幡・上田若狭の三名の禰宜は前年の十二月二十日に町奉行所の吟味を受けていた。そのため、この間三名へ渡される予定であつた「散物」の配分を神主が預つていた。しかし三名が退役となつたため、「散物」配分が神主から禰宜月番大蔵氏へ渡され「如先規、出勤之者其勤ニ応し配分」することになっている。

ここから、①「散物」の配分が禰宜の得分の一つであつたこと、②配分は、禰宜の出勤状況に応じて配分されていたことがわかる。これは、禰宜役・神子役の所有が前提の収入であるが、社役を実際に勤めることで配分される点に年貢配分との違いがある。なお、吟味中の三

人が出勤できたとは考えられず、なぜ配分が吟味中保留されているかは不明である。

以上、生玉社家の基本的な収入基盤を整理すれば、①禰宜役・神子役の所有にともなう配当、②禰宜・神子としての出勤に依じての配当、の二種類に大別することができる。とくに朱印地難波村からの年貢収納の分配を受ける点において、禰宜役・社家役の所有者は、生玉神社の領主的土地所有権の一部を所有していることになろう。

なお、この他、戎講や明神講からの収入や、門前からの祝儀・歳暮などの収入があったことは確実であるが、境内地や門前町屋からの地代収入や、氏子からの喜捨、金融、富圖など、未詳のところが多く、収入の全体は別の機会に論ずることにしたい。

四 門林家の養子入と社家役の株化

(1) 門林家の藤江家相続

ところで、人別記載をみていくと、藤江家に天保十一年に突如として主税以下七名が登場する。これは、主税が家族下男をともなつて入家したからである。そしてこの主税にあたる人物が、門林佐五兵衛である。右でみてきた社家の家相続のあり方のなかで、なぜ和泉の農村から、都市大坂で有数の神社、生玉社家の養子として入ることができたのであろうか。相続にいたるより以前の状況を、断片的な史料をつなぎ合わせながらみておこう。

さきにみた宮本播磨の神子「悪キ風聞」の一件のなかで、参考する

先例について、次のように記している。

一 近頃宮本播磨神子織女二世間二専ら悪キ風聞有之候二付、仲間之先例二而六ヶ年以前午年七月二藤江近江悪キ風聞有之候節、同人義病氣引二而退役二相成、仲間中度々寄合相礼之上翌年未九月退身二而山崎社家津田主馬方へ引取二相成候先例も有之、此度逆も急度相調候筈之処、仲間無人二付、大蔵大和杉むら兩人殿格別之憐愍ヲ以一札取置候事^②

藤江近江は、六年以前午(天保五)七月に「悪キ風聞」のため病氣を理由に退役した。その後仲間中の寄合で取り調べた上、翌年九月に生玉から退き、山崎社家津田主馬方へ引き取られた。実質的に仲間によって追放されたといつてよいだろう。山崎社家については未詳である。

次に確認できる史料は、門林家の入家交渉段階での書状である。神社側と門林家を仲介する人物が門林家へ送った書状と思われる。左に引用する史料の前文部分には、①藤江近江の借財は表7のようになつて

表7 藤江近江の借財

借用高	借用先
銀430目	難波村
金2両2歩	神主方から分配米を引当に
金23両	荒物屋丑まつ
金2両2朱	小物屋利右衛門
金3両	荒物屋丑まつ
金3歩	吉の屋佐一
銭6,000文	岡屋九兵衛

典拠:門林啓三氏所蔵史料[引]出り-37-9-5より作成。

ていたこと、②大島勘解由なる人物が借財の返済を引き受けるとともに、仲間への持参金三〇両ならびに祝儀を差入れることを約束し、「藤へ元四郎実父早川内記」と藤江近江らが三五両を受けとったことがみえる。藤江近江の「悪キ風聞」とは、どうやら借財問題にあつたようだ。それを立替え、持参金を仲間へ差入れている手続きを経て、

大島は社家仲間へ加わった。

ところが、大島はその後不縁となったことにより、彼の引き受けた借銀分が再び問題となった。

…尤勘解由方ヨリ最初三拾五兩持参「一」可及三拾五兩、都合七拾兩ニ相成候儀ニ而御座候、当時八拾兩と申上ハ、勘解由不縁之節、神主先陸奥正始社家一統連印ヲ以七拾兩外方ヨリかり請、則勘解由方へ相弁へ、右利足去ル申年ヨリ当亥五月迄之利足、月々老式相渡し有之候儀ニ御座候、尤当五月分ハ不足仕候、夫故八拾兩テ無之ハ譲渡し之様少し六ヶ敷儀と私ニ於テも如何と奉存候、右等早々取調候間、火急ニ申越し候様被仰聞候故、具ニ申上候間、可然様御承知被成下而、尊君様御世話被成候方、追々可「然」被仰達候而相「分」次第早々私方迄御申越し被下度様、是亦別段ニ相頼上候、尚其余ハ「書」面「万々」御断奉申上候、早々

五月十五日「一」

尚々藤江方銀方之儀ハ長町四丁目山田屋源兵衛と申方ニ而有之候、當時藤江方名前之儀ハ源兵衛俸与治郎と申者二いたし有之候、是等之儀ハ私承り、夫々承知仕居候得共、筆紙ニ何分いしかたく故、乍存不申上候間左様御心得置可被下候、以上

大島から神社側へ渡された金額は持参金などを合せて七〇兩であった。しかし大島との仲が不縁となったため、その分を大島へ返却する必要が生じた。その金については神主・社家一統が連印して「外方」から借用することで処理された。神主の社家一統の借財とかわったのであ

る。その後借財は元利を含め八〇兩になっていた。尚々書以下では、「外方」が長町四丁目の山田屋源兵衛であること、「藤江方名前」は源兵衛の俸与治郎になっていたことがみえる。

こうして借財問題の解決を図るため仲介人は出資者を探し、それに応じた門林家が藤江家へ入家することになったのである。以上の経過を整理しておこう。

①藤江近江の借財は、(i) 特定の町人からのもの、(ii) 難波村、(iii) 分配米の前借の三つに分類できる。(i) は個別の関係であり、内実は未詳である。注目されるのは(ii) (iii) で、(ii) 領知である難波村から多額の借財を抱えていたことがわかる。この場合、特定の百姓との関係ではなく、村財政からの借財であろう。生玉社家にとって難波村は単に年貢を収奪する対象であっただけでなく、金融面で社家を支える関係にあったと思われる。また一方で難波村にこうした財源があつたことも注目されよう。(iii) は、神主方からの分配米であるところをみると、難波村からの年貢の配当分であり、それを前借りしていたのであろう。

②藤江近江の追放は、社家仲間の相談によつて対処されており、社家の相続が社家仲間の主導で行われている。社家仲間にとつて、構成員の借財問題は、「悪キ風聞」として見なされ、仲間からの排除するに十分であつたのだろう。社家仲間による合意があつて家督の相続が可能なら生玉社家中の性格がここでも確認できよう。

③借財を一時期立て替えることになつた大島勘解由は、自らが禰宜

役を相続し、社役を勤めることを目論んでの出資であった。仲間への多額の披露目料を払って社家仲間へ加入し、禰宜の社役を勤めようとしていたのであり、その意味においては社家役の所有と役の勤務が即自的であった。それに対し、大島の退去後に出資する長町の山田屋は、名義を自らの子息に与えているが、表4にまったく登場しないように、名義だけの存在に留まる。社役を勤めている形跡はなく、質草として社家株へ出資していたのであって、つまり社家株の所有と社役の勤務が分離した状態といえよう。

禰宜役の回復のため、また神主・社家が抱えた借財を解消するため、借財を立て替え、禰宜役を勤める人物の搜索が仲介人を通じて行われたものと思われる。そのなかで見出されたのが門林家であった。⁴⁶

(2) 入家交渉と生玉社家

藤江家の相続にあたって、神社側と門林家双方から証文が取り交された。交渉段階での証文の難方が残っている。門林家から差入れられた証文をみよう。

為取替約定一札之事

一此度其御仲間藤江要八郎殿持屋敷、金子八拾両之「応」対ヲ以御譲り被下候約定仕候処実正也、然ル処当時金拾貳両右約定金として差入申候処、御請被下、尤来ル何年何月ニ皆済仕候約束ニ御座候、其節八表名前ニ而社用相勤可申旨被仰聞、承知仕候、則皆済迄八代番ニ而相勤可申候様之段、是亦承知仕候、若又皆済迄ニ其

御仲間ヨリ彼是申懸ケ被成候節ハ約定金御戻し被下、此方ヨリ無拠義出来仕候而引取候節ハ、則差入置候金子差戻し不被下候とも、其節ハ一切申分無之候、為後日仍而一札如件

但し金八拾両之内へ拾貳両差入申候、難波村ヨリ借用仕、銀四百卅匁、代金七両、差し引六拾壹両

右但し書之金子皆済仕候節ハ、内金壹両貳歩御用捨可被下之応対ニ御座候

惣差引

金五拾九両貳歩、右之金子ハ来ル子正月晦日限り皆済仕候、已上年号 譲り請人也

47

いくつか内容が未確定なところがあり、交渉段階のものと推定する。内容をみよう。約定は、「其御仲間」藤江要八郎持屋敷を金子八〇両で譲渡する形で取り交されている。要八郎については不明である。そのうち一二両の約定金が契約と同時に差入れられ、残る金額の納入期限は未定となっている。単なる屋敷売買でないことは、続く部分からわかる。すなわち、①残銀が納入されれば「表名前」で社用を勤め、皆済までは「代番」で勤める、という条件と、②皆済まで「其御仲間」から申し懸けられて社家を退いた場合は、約定金を戻すこと、逆にこちらから引き取った場合は、差入れた約定金は返却されない、という条件である。屋敷売買という形をとりながら、実質的には社家が売買

されていることは明らかであろう。注目されるのは「表名前」と「代番」の差異である。代金を完済することで「表名前」を名乗れ、そこではじめて正式な構成員となりえた。表4で人別の先頭に半次郎が書かれ続けたのは、このことと関連するかと思われ、主税は代番として記載されている。

仲間が屋敷売却の主体となっている点は、借財を神主・仲間として立て替えたことと関係しよう。ただ、このことは、社家が居住する屋敷は、仲間の共同所有であり、私的に処分しうる性格のものでないことを示している。一節で確認した社家の屋敷空間が一括して認識されていることと関わるのかもしれない。

右にみた書状のほかにも、売買にあたって条件面を確認した書状が残っている。金額についてはまだ書き込まれていない。差出・宛先もみえないが、おそらく門林家から社家株の仲介者に対して出された書状の下書きかと思われる。

藤恵家相続二付譲り受取締之事

一金高

内

残金

来春差入

代

拝借二いたし、証文相改ノ事

一当時相談行届、名前切かへ二成り候ハ、当戌年納り方配当之

分相渡り候哉、尋ノ事

一名前切かへの節、奉行所届入用、何程相懸り候事

一年頭は御番所へ出候敷、供廻り何人

一御社年頭八朔ハ祝儀向キ定例物有之候敷

一御社家当時御名前相尋之事

一氏子何程并二氏子余勢壹軒別ニ相納り候哉

一社家屋敷間口・奥行并際面之事

一御神事之節持道具、供廻り何人

一装束

一朱傘

一奉行所出は、次上下敷

一槍は持ス敷、但しなし敷

一御ミヤ当番日弁当持参ニ而相勤候事敷

一御宮さる錢日々割ニ御座候哉⁴⁸

質問は、一四ヶ条にわたっている。大きく分けると、社家の財政基盤・

収入について(①⑤⑭)、社家の名前や屋敷規模(⑥⑦)、届出や祝儀、

当番に懸かる費用(②④⑮)、服装や持ち物・供廻り人数について(③

⑧⑨⑩⑪⑫⑬)について、となろう。収支や屋敷の大きさについて関心

を寄せるのは、数十両もの出資をする立場とすれば当然であろう。右

の質問からは、質問者が社家の名前や装束などまったく知識を持って

いないことを物語っている。問合せに対する返答と思われる七月十二

日付の書状も伝わっている。七月十四日に入家となるので、最終局面

での書状である。

貴墨忝拝見仕り、如仰秋暮甚敷御座候処(中落)

一前文ニ申上之通、段々先方へ懸合候処、金九拾兩迄ニ相成申候間、是迎ニて御先方へ可然御相談可被下候事

一社家地面之義ハ拝領地ニ御座候事

一年中勤方之義ハ神拜月六斉ニ有之候事

一定例出勤之銘々、四五日目ニ神樂所詰有之候事

一収納之義ハ先日御咄申上置候得共、又々御尋ニ付申上候

先六朱斗之利合相当り可申候事

右之通、外ニ六ヶ敷勤向之義ハ御座なく候事、尚又委細ハ御拝願之上可申上候、乍延引御報旁、如斯御座候(以下略)

まず、売買金額が九〇兩になることを伝えている。最終的には八〇兩で落ち着くことになるが、借財の額と見比べながら交渉が進められたのだろう。続いて社家地面が拝領地であることを述べている。これは屋敷規模についての質問に対する返答と思われるが、自由に売買できる性格の土地でないことを伝えたのだろう。財源に関しては収納についての返答部分に、「六朱」の利になる、とみえる。これがどういう意味か不明だが、出資に対して六朱分の儲けになる、という意味合いであろうか。利潤を生み出す投資だということを読得しようとしたのであろう。

さて、返答のなかで注目したいのが、仕事内容についてである。出勤日については「神拜」「月六斉」(月六回)である、という。これは社役についてみた表5の内容と符合する。もう一つの職分である神樂

所への出勤については「四五日目」に詰める、とあり、これまた一致する。さらに注目されるのが最後の一文で、社家の仕事について「外ニ六ヶ敷勤向之義」はない、と述べる。神職者といえば、特殊な知識や技能が必要であると思いがちであるが、この返答文からはそうした点は窺えない。売買交渉を成立させるための誇張された表現であるかもしれない。だが、月に六回の神拜と、四五日に一回の神樂所詰めをしておけば、ほかになんら難しい仕事はない、という返答は、生玉神社について知識をもたず、社家の名前すら知らない人物が社家として加入していくことを考え合わせると、出資者に対して専門的な職分は求められていないということになる。

おわりに

前近代日本の神社における最大の特徴は神仏習合という性格が挙げられよう。生玉神社は、その意味でも一般性を有する。空間構成においても内部集団においても、 α 神社系統と β 寺院系統が、対等な立場で併存する特徴をもつ。それぞれが集団として存立しえていたのは、安定的な年貢収納一神楽や賽銭の収入とともに氏子圏からの収入にある。さらには、生玉神社が名所図会に描かれるほど商品化した空間を内包していたためでもあろう。神社の内部集団を支える経済的基盤の全貌や、氏子の実態などまだまだ未解明な点が多く、残した課題は多いが、本稿でみてきたことから、社家の仲間について整理をしておこう。

生玉神社の神職者は、神主松下氏をトップとし、そのもとで欄宜・

神子を輩出する七軒の「家」からなる社家仲間によって構成されていた。社家仲間内部は、藹次の秩序に基づくフラットな結合関係にあった。仲間への加入・退去に際し、仲間への披露目が必要である点は、他の共同組織と同じである。社家固有の職分（「社役」）は、神拝と神楽への出仕であった。

社家の収入の基本的な源泉は、朱印地から納められる年貢と社役の出勤に応じた神楽料・賽銭にあり、その配分は、前者が禰宜役・神子役の所有を基準とし、後者が出勤実績を基準としていた。朱印地は神社として認められたものであるが、配分を受ける社家仲間は、領主的な性格を分有するものであったといえよう。一方神楽・賽銭は、社殿などで神拝を行い、施主の意向に基づいて神楽を行うことで、対価を得る点においては、自らの職能に基づく勸進行為と同質といえよう。

一般に、近世社会において地位や役職は権利化し、株化・商品化するベクトルにあり、所有と経営が分離していく⁽¹⁰⁾。ただし、生玉神社の社家仲間の場合、職分の専門性を考慮すれば、本来的には役の所有者と職分の担い手は分離しにくい性格であったのではないかと加えて、生玉神社の場合、仲間へ加入する際には常に社家仲間と神主の承認手続きが必要で、個人による自由売買には、一定の歯止めが掛かっていた。社家廣下家へ天王寺村の庄屋家から養子相続をする場合、庄屋家の親族の書き上げが必要であった様に、誰でも社家仲間の構成員になれなかった。とはいえ、藤江家の借財問題に端を発し、門林家が養子入りをしていく過程では、禰宜株が実質的に質入・売買され、名義だけの社家が登

場しており、物権化の萌芽をみることができるとはならないだろうか。

【註】

(1) 伊藤毅「都市の空間史」吉川弘文館、二〇〇三など。

(2) 明治初年の廃仏毀釈により社僧は生玉神社から退いてゆき（「新修大阪市史」第五巻）、社殿は一九四五の空襲にて消失する。

(3) 近世の池田下村や門林家については本号掲載の合同調査報告書を参照いただきたい。

(4) 吉田伸之「巨大城下町—江戸」（『岩波講座日本通史』近世五、一九九五、のち同「巨大城下町江戸の分節構造」山川出版社、二〇〇〇所収など。

(5) この点「大阪天満宮史の研究」1（大阪天満宮史料室、思文閣出版、一九九一）、2（同、同、一九九三）が、現在都市大坂研究においてもっとも進んだ神社社会研究の成果といえよう。

(6) 門林啓三氏所蔵史料「引出ろ—5」。以下では、同史料群を引用する場合は史料番号のみ表記する。

(7) 絵図の所在については、大阪歴史博物館八木滋氏のご教示をえた。

(8) 前年に出された「諸宗寺院法度」「諸社禰宜神主法度」など、寛文期の宗教政策などと関連するものかもしれない。

(9) 「摂津名所図会大成」には、弁財天堂が北向八幡宮の北側にあり、例年正月に福の富（鬮）が行われていること、生玉社僧南坊が守っていることがみえる。

(10) おなじく「摂津名所図会大成」によれば、生玉の社司が守っているとある。

(11) 安政年間に成立する「摂津名所図会大成」にもこの構成は変わらない。

(12) 竹ノ内雅人「神社と神職集団—江戸における神職の諸相—」（吉田伸之編「寺社をささえる人びと」吉川弘文館、二〇〇七）によれば、江戸では神職者が存在する神社よりも修験などが勤める社僧のみの神社が圧倒的に多い。大坂の神社（小社を含む）の全体をなかで、生玉神社のような事例がいかに位置づくか検討する必要がある。

(13) 「引出と—51」。

- (14) 「月番帳」によれば、天保十年には、人別改めに携わった人物として大蔵・宮本と神子中が書かれ、その他の社家は書かれていない。人別改めは社家の代表が立ち会った場合もあったようだ。
- (15) 「月番帳」〔引出と—3〕。社家の人別は、天保九年以外、毎年「月番帳」に書き留められている。
- (16) 現調査段階で、門林啓三氏史料群には、「月番帳」(天保八、十三年分)、「賄帳」(天保九、十三年分)が確認できる。
- (17) 井上智勝「神道者」(高埜利彦「民間に生きる宗教者」吉川弘文館、二〇〇〇)、塚田孝「近世大坂の都市社会史」(吉川弘文館、二〇〇七)で明らかかなように、大坂で「神職」の語は、「町神職」すなわち乞食¹¹ 勧進層の宗教者を指す用例がみられる。
- (18) 「月番帳」〔引出ほ—13〕。
- (19) 「月番帳」〔引出ほ—55〕。
- (20) 「月番帳」には、天保八年に廣下伊織が裁許状願を出しているが、改名願についてはみえない。理由は今の所わからない。
- (21) 「月番帳」〔引出と—3〕。
- (22) 「月番帳」〔引出ほ—9〕。
- (23) 天保八年に、周防は日光へ参拝に赴いた後、江戸で病になり帰れず、翌年四月に退役となる。
- (24) 「月番帳」〔引出ほ—9〕。
- (25) 「月番帳」〔引出ほ—9〕。
- (26) 「月番帳」〔引出ほ—53〕。
- (27) 「月番帳」〔引出ほ—53〕。
- (28) 「月番帳」〔引出ほ—54〕。
- (29) 西田かほる「神子」(高埜利彦編「近世の身分的周縁1 民間に生きる宗教者」吉川弘文館、二〇〇〇)。
- (30) 「引出り—37—1」。
- (31) 「月番帳」〔引出ほ—9〕。
- (32) 「月番帳」〔引出ほ—9〕。

- (33) 「月番帳」〔引出ほ—53〕。
- (34) 月並以外の出勤日も数多く記載され、内容も複数あるため、社家の職分はこれに限定されるものではない。しかしいずれの出勤日も神拝はほぼ欠かさず記載されており、神拝が基本的な社役である。
- (35) 「月番帳」〔引出ほ—53〕。
- (36) 「引出に—51」。
- (37) 「毎日散物并神楽留」〔引出に—58〕。
- (38) 「月番帳」〔引出ほ—9〕。
- (39) 「月番帳」〔引出ほ—54〕。
- (40) 「引出に—35」。
- (41) 「月番帳」〔引出ほ—9〕。
- (42) 「月番帳」〔引出ほ—53〕。
- (43) 「引出り—37—9—4」。
- (44) 請人として小物屋利右衛門が連名に加わっている。
- (45) 「引出り—37—9—5」。
- (46) 門林家が生玉神社と関係を取り結んでいく理由の一つに、水車稼ぎを生業としていたことよって、流通面において都市大坂と関係が深かったことが予想される。ただし門林家の天保期の経営状況が、斜陽期にあったことを示す史料が多く散見できるため、家の経営を総合的に考察したうえで改めて考えてみたい。
- (47) 「引出り—37—8—2」。
- (48) 「引出り—37—9—1」。
- (49) 「引出り—37—9—5」。
- (50) 井上註(17)、塚田註(17)、竹ノ内註(12)などにより、都市における神職者の地位が株化している事例が明らかになりつつある。